主

原判決を破棄する。

被告人を罰金参万円に処する。

右の罰金を完納することのできないときは、金弍百円を壱日に換算した 期間被告人を労役場に留置する。

理 由

本件控訴の趣意は、本判決書末尾添附弁護人津川友一作成の控訴趣意書と題する 書面記載のとおりである。

控訴趣意第一点について。

同第二点について。

弁護人は、被告人の司法警察員に対する第二回供述調書の謄本に供述者の押印がないのに、原裁判所がこれを証拠に採用したのは違法である。と主張するけれども、供述調書の謄本に供述者の押印がないのは当然である。記録を精査しても原審の訴訟手続に法令の違反はないから、論旨は理由がない。

よつて、量刑不当の論旨に対する判断を省略し、刑事訴訟法第三百九十七条、第 三百八十条に従い原判決を破棄し、同法第四百条但し書によつて更に判決をする。 原判決の認定する事実に法令を適用すると、被告人の行為は、児童福祉法第三十 四条第一項第六号、第六十条第一項に当るから、所定刑中罰金刑を選択し、被告人 を主文第二項の刑に処し、刑法第十八条により罰金完納不能の場合における労役場 留置の期間を定める。

(裁判長判事 瀬谷信義 判事 山崎薫 判事 西尾貢一)